

国地契第97号
国官技第345号
国営整第227号
平成24年3月21日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房

地方課長
技術調査課長
官庁営繕部整備課長

平成24年度及び平成25年度の建設コンサルタント業務等に対する
政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成24年1月23日財務省告示第25号）が告示され、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の各号に掲げる通知の規定中「6,900万円」を「5,800万円」に改める。

- 一 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）記1
- 二 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）

記 1

- 三 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成 8 年 9 月 26 日付け建設省厚契発第 38 号、建設省技調発第 169 号、建設省営建発第 92 号）記 1
- 四 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成 8 年 9 月 26 日付け建設省厚契発第 39 号、建設省技調発第 170 号）記 1
- 五 「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成 20 年 1 月 23 日付け国地契第 54 号、国官技第 257 号、国営整第 145 号）
記 1 ①及び②

附則

この通達による改正後の各規定は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する。